

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

2026年1月16日

愛知県知事 殿

申請者

〒 108-0075

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 050-2017-4047



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>積替え、保管を除く。 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、鉋さい (水銀含有ばいじん等を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を含む。) 以上 10品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号 愛知県名古屋市中区3-1-1十六銀行名古屋ビル10階 052-957-5537 事業場 電話番号 該当なし</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>コンテナ車 貨車 計 7040両</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>該当なし</p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	<p></p>

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏 名 日本貨物鉄道 株式会社  
代表取締役 犬飼 新 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 1月25日  
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 1月24日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 10品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

昭和62年 8月29日 新規許可

平成 8年 1月10日 更新許可

平成13年 1月25日 更新許可  
平成18年 3月14日 更新許可  
平成23年 1月25日 更新許可  
平成28年 3月 1日 更新許可  
令和 3年 1月25日 更新許可  
令和 7年 9月 2日 書換

5 積替え許可の有無

有 ・  無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無

